

特記仕様書

第1 役務概要

役 務 名：浄化槽等汲み取り清掃役務
履行場所：航空自衛隊松島基地
履行期間：契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで
役務概要：浄化槽等汲み取り清掃（7か所）
中継槽し尿汲み取り処分及び槽内清掃（5か所）

第2 共通事項

1 仕様

本役務は、本特記仕様書及び図面に記載してある事項のほか、監督官の指示に従い遺漏なく実施するものとする。ただし、本役務に係るなき事項については適用しない。また、これらに明記なき事項については、監督官の指示に従い実施するものとする。

2 立入制限

本役務のために基地内に入門する関係者は、指定された場所以外にみだりに立入りしてはならない。

3 履行場所及び周辺の清掃

履行場所及び周辺の道路等は、作業によって発生した粉じん、飛散した土砂等を常に清掃する。

4 現場管理

履行中は、現場代理人が責任者となり、常に安全確保に留意し現場管理を行い、災害及び事故防止に努める。また、現場の安全衛生は、労働安全衛生法その他関係法令に従って行う。

5 事故等報告

災害及び事故が発生した場合は、人命の確保を優先するとともに二次災害の防止に努め、その経緯を監督官に報告する。

6 作業日及び作業時間

作業時間は平日の0815～1700とし、休憩時間は1200～1300を基準とする。ただし、予め監督官の承諾を受けた場合はこの限りではない。また、夜間及び平日以外に作業を行う場合は、残業届出書により監督官に申請するものとする。

7 提出書類

提出書類は以下の表を基準とし、様式についての記載がない書類は、監督官が書式を示す。

提出時期	書類等名	提出の要否等
開始前	現場代理人等指名・変更通知書及び略歴書	要
開始前	協議書	否
開始前	工程表	要
開始前	緊急連絡先一覧表	要
開始前	施工体制台帳	必要時
開始前	技能士通知書	必要時
開始前	承認図、施工図等（任意様式）	必要時
開始前	入門許可申請書	必要時
開始前	仮設物設置申請書	必要時
実施中	材料検査簿	必要時
実施中	納品書、出荷証明書（任意様式）	必要時
実施中	産業廃棄物管理票（写し又は原本）	必要時
実施中	発生材通知書	必要時
実施中	残業届出書	必要時
実施中	火気使用申請書	必要時
実施中	臨時立入申請書	必要時
実施中	携帯型情報通信・記録機器持込み申請・許可書	必要時
実施中	受領書	必要時
完成時	写真台帳（任意様式）	要
完成時	完了通知書	要
完成時	引渡書	要
完成時	機能性能試験成績書（任意様式）	必要時
完成時	完成図、報告書等（任意様式）	必要時
完成時	機器取扱説明書等（任意様式）	必要時
完成時	官公署届出書類（各官公署等の書式による。）	必要時

8 写真

- (1) 写真は、履行前、履行中、履行後、材料検査及び目視できない箇所の履行状況、その他監督官の指示により撮影し、各1枚を台帳に整理し提出する。また、写真撮影は、定点、同一方向から撮影する。
- (2) 検査に合格したのち、写真データは削除するものとする。

9 材料

使用する材料は、JIS、JAS、JEC 及び JWWA 等の規格があるものは適合する新品とする。また、規格指定があるものは当該規格品又は同等品以上とし、事前に品質及び性能を有することの証明となる承認図等の資料を提出し、事前に監督官の承認を得るものとする。

10 官公署その他への届出等

- (1) 役務の履行及び完成にあたり、関係官公署その他関係機関への必要な届出、手続等を遅滞なく行うこと。
- (2) 届出、手続等を行う前に、あらかじめ監督官に届出内容を報告するものとする。
- (3) 関係法令等に基づく官公署その他関係機関の検査において、必要な資機材、労務等は契約相手方の負担により行うこと。

11 発生材の処理等

金属類等監督官の指示する発生材に関しては、発生材通知書を作成し、監督官の指定する場所へ集積するものとする。

12 完了検査

- (1) 以下の全ての要件を満たす場合に検査官が実施する。ただし、検査官及び監督官の事前承諾を得た場合は、提出書類を事後提出とできるものとする。
- (2) 仕様書に示す全ての役務の完了
- (3) その他監督官が指示する事項

13 関係書類の適正な管理

- (1) 本仕様書及び写真等を、本役務に使用する目的以外で第三者に使用させてはならない。また、本役務の内容を漏洩してはならない。
- (2) 契約相手方は、発注者から貸与された図面等を、履行完了後全て監督官に返納するものとする。

14 疑義その他

- (1) 疑義が生じた場合、監督官と協議のうえ打合せ簿に協議内容を記録し、協議内容のとおり実施するものとする。
- (2) 履行中は、他の工作物等に損害を与えないよう履行し、損害を与えた場合は、速やかに監督官に報告し、契約相手方の負担において復旧する。また、第三者等に損害を与えた場合は、速やかに監督官に報告し、契約相手方の責任において補償するものとする。

第3 特記事項

1 役務内容

ア 浄化槽汲み取り清掃（7か所）

名称		会社名	型式
No.1	浄化槽 14人槽	西原ネオ	NTM-14型
No.2	浄化槽 5人槽	フジクリーン	CFⅡ-5型
No.3	浄化槽 50人槽	ダイキアクシス	KRN-50型
No.4	浄化槽 5人槽	フジクリーン	CFⅡ-5型
No.5	浄化槽 5人槽	フジクリーン	CFⅡ-5型
No.6	浄化槽 10人槽	ダイキアクシス	MCH-10N型
No.7	浄化槽 10人槽	ダイキアクシス	DCP-10型

イ 中継槽し尿汲み取り処分及び槽内清掃（5か所）

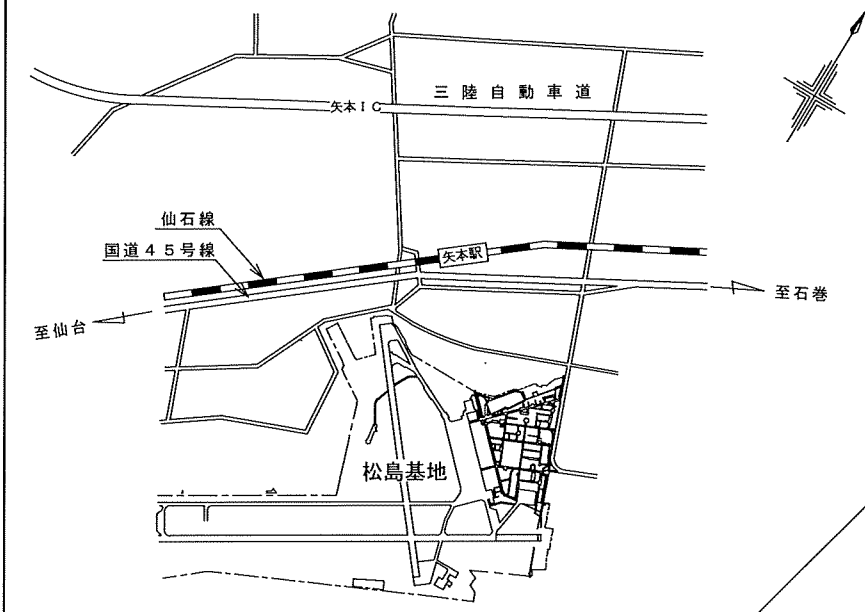
名称	汲み取り量	清掃面積
No.1 中継槽	3.93 m ³	49.18 m ²
No.2 中継槽	3.93 m ³	49.18 m ²
No.3 中継槽	0.57 m ³	12.46 m ²
No.4 中継槽	0.68 m ³	12.00 m ²
No.5 中継槽	0.68 m ³	12.00 m ²
合 計	9.79 m ³	134.82 m ²

2 廃棄物

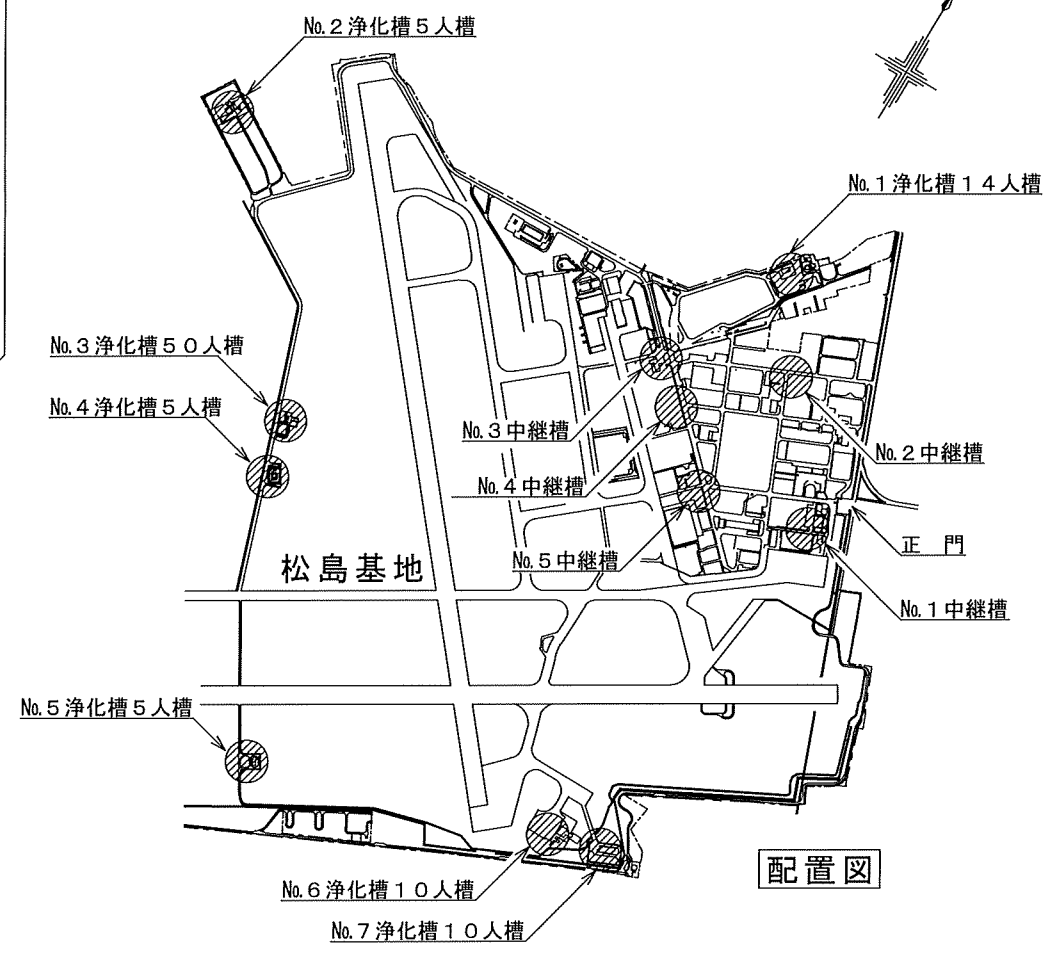
し尿及び清掃残水は、契約相手方の責任において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき一般廃棄物として処理し、処理場が発行する証明書（衛生センター使用券）又は、その写しを提出するものとする。

3 その他

- (1) 浄化槽汲み取り清掃に際しては、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第4項、第9条に準拠し、かつ、監督官の指示に従い実施するものとする。
- (2) 槽内側壁、仕切板、スクリーン、ポンプ及び配管等の清掃は、高圧水による洗浄とし、残水は吸引車等で汲み取るものとする。
- (3) 契約相手方は、浄化槽清掃業許可証及び一般産業廃棄物収集運搬業許可証の写し、各1部を役務開始前までに監督官に提出するものとする。



案内図



配置図

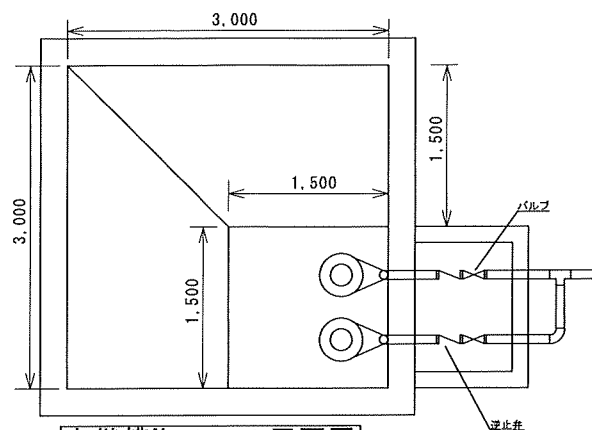
案内図及び配置図

履行完了後要返却 役務関係者以外不許複製

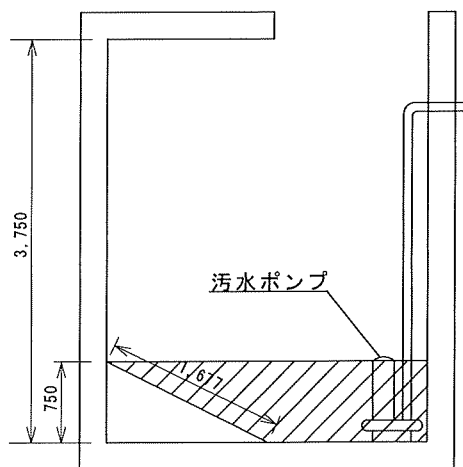
役務名称	浄化槽等汲み取り清掃	図面番号	全4葉の内3
図面名称	案内図及び配置図	図面縮尺	

松島基地施設隊

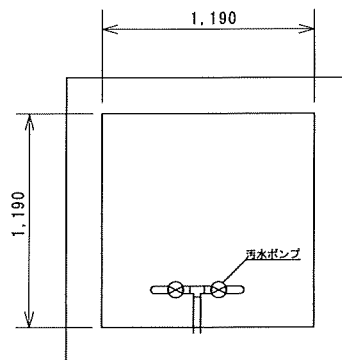
令和8年7月24日



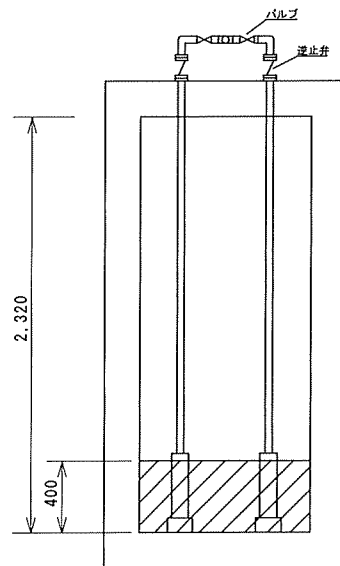
中継槽No. 1、2 平面図



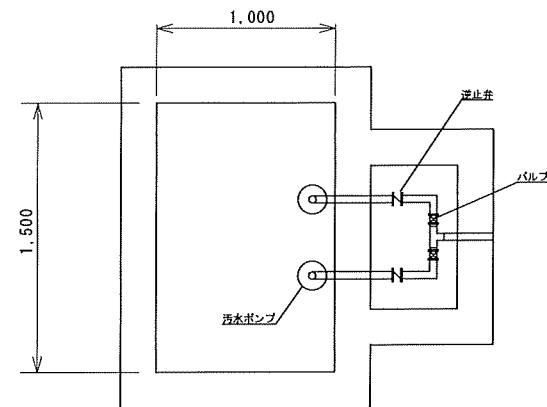
中継槽No. 1、2 断面図



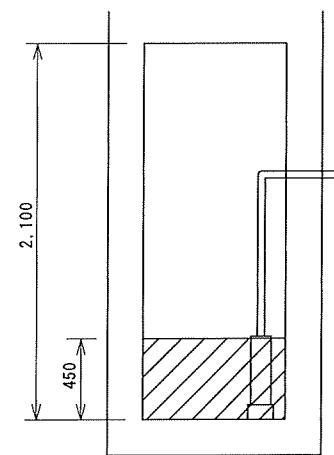
中継槽No. 3 平面図



中継槽No. 3 断面図



中継槽No. 4、5 平面図



中継槽No. 4、5 断面図

凡例	
	汲み取り箇所 (運転水位)
	バルブ
	逆止弁

中継槽平面図、断面図

履行完了後要返却 役務関係者以外不許複製

役務 名称	浄化槽等汲み取り清掃	図面 番号	全4葉 の内4
図面 名称	中継槽平面図、断面図	図面 縮尺	
松島基地施設隊		令和8年7月24日	